

慶長 9 年 12 月 16 日 (1605 II 3) 地震による房総半島沿岸での津波高さ分布 第一部 史料考察編

Distribution of Heights of the Tsunami of the Keicho Earthquake of February 3, 1605 along the coast of Boso Peninsula Part Bibliographical Discussion

都司 嘉宣*

1. はじめに

慶長 9 年 12 月 16 日 (1605 年 2 月 3 日) の地震による津波の記録は、千葉県房総半島から、伊豆、浜名湖地方、四国南岸、さらに大分県、鹿児島県にまで分布している。また八丈島で大きな被害を出したことが知られている。本研究では千葉県房総半島の津波の高さ分布を解明した。この地震は、宇佐美 (2003)、あるいは渡辺 (1985) などの地震津波の総覧を記した書籍では南海沖と関東沖の離れた 2 つの震源域からなる二元地震とされている。しかし、西日本で地震による揺れの記載がほとんどないこと、特に京都で無感であったのに対して、関東地方では江戸や安房天面 (現鴨川市) で震度 4 ~ 5 の強い揺れであったこと、八丈島で津波が高かったことを重視して、震源を関東地方南方の日本海溝付近に求める説が出されている (石橋ら, 2013)。この慶長 9 年地震が、南海トラフのプレート境界面の滑りによる地震 (つまり東海地震・南海地震系列の巨大地震) であるのか否かもいまだ決着をみていない地震であるというべきであろう。

2. 慶長九年地震の房総半島での津波被害記録を載せる文献

この地震の地震動による被害記録は、日本全体を通じて知られていない。

今回の調査の対象とした房総半島の海岸での津波記録は、時代が古いだけに量的に乏しく、房総海岸での津波の状況を考察する史料としての独立な古記録は次の 6 種類に限られる。いま、文献名と、およその記載内容を付記すると次のようになる。

- (1) 『房総治乱記』(M1-675) 房総海岸の被災 35 ヶ村の村名
- (2) 『当代記』(M1-670) 大多喜領七村は「跡無し」
- (3) 『天面西徳寺御縁起』(伊藤ら, 2005) 鴨川市天面西徳寺で本尊が流失した。
- (4) 『上總国興津妙覚寺継図写』(伊藤ら, 2007)
- (5) 『和田真浦威徳院元禄津波供養碑』(S2B-195) 「慶長八年 (ママ, 略) 此所津波騒動」
- (6) 『一代記付津波の事』(白子町 (九十九里海岸の) 古所, S2B-204)

ここで M1, および S2B というのは地震史料集である武者 (1941) の『大日本地震史料 第一巻』, および東京大学地震研究所 (1982) 発行の『新収 日本地震史料 第 2 巻別巻』を表している。なお, (1) と同系の史料として (1') 『房総軍記』(『新収日本地震史料 第 2 巻』(東京大学地震研究所 1982, 以下 S2 と略す) の p89) がある。こちらにも慶長地震津波の記事があるが (1) 『房総治乱記』とは独立な史料ではない。これについては後に詳述しよう。

この外に, M1 に『大宮神社古記録抄 (岩和田)』(M1-676) が, 千倉に『安遊堂供養碑』

* 深田地質研究所

(S2B-195) がある。前者はわずか 3 行の記事であるが、原記録の出目が不明であるため本調査では使用しない。また後者は津波の年表的に列挙された明治 31 年 (1898) に建造された史料で、原初性を有する古記録としての価値は認められない。

以上に述べた六個の文献のうち、最も多くの地点の津波被災に言及するものは(1)の『房総治乱記』(以下『治乱記』と略す)である。これには津波に被災したとされる房総半島太平洋側海岸線上の 35 個の集落名が記載されていて、本研究の最も基本となる史料となる。ただし、各集落での津波到達点や、家屋被害数や人的被害数は一切記されておらず、ただ集落名だけが列挙されているにとどまる。さらにこの『治乱記』は、塙保己一の『群書類従』の中でも「合戦の部」に納められていることから判るように、この文献は江戸時代初期にそれ以前に起きた合戦について記された「軍記物」に分類される。このような文献は、史料自身の素性、性質信憑性を確認する作業を行った後でないと、記されていることを事実として判断することが出来ない、とされる。江戸時代の 17 世紀中期以後に発生した地震津波には、このような作業はほとんど必要とはされない。多くの場合、江戸時代の近世文書は記された背景が明示されていて、記載内容を特に疑う必要が無いからである。しかしながら、研究の基礎とする文献が、例えば講談や小説の類であるならば、これをただちに客観的な事実解明の基礎資料とすることは出来ない。なぜならば講談や小説には、主人公の行動をはじめとする個別の内容について、執筆者の任意の空想で記述された可能性があるからである。江戸以前の軍記物にも物によっては、小説と同様の筆者の空想の部分が含まれている危険性がある。その軍記物の中でも、榎島昭武が享保十一年 (1726) に著わした『関八州古戦録』のように、執筆者が出来るだけ客観性を保とうとして記された文献も存在する (大野, 1933)。しかし、ここで主文献として取り上げる『治乱記』が、客観性を保とうという姿勢の執筆者であるかど

うかについては、別個に検討を要する。慶長地震津波の記載部分に限っても、「いいかげんなもので信頼を置くに足りない」と判断されたことがある (例えば、山本, 1995)。ほとんど小説に近い執筆者の任意の空想の産物を、客観性を重んずるべき自然科学の基礎資料とするのでは、「ぬかに釘」、「のれんに腕押し」に等しい無意味な行為になってしまう。本論文で『治乱記』を主文献として扱う以上、史料の性質の解明を欠かすことは出来ないのである。

3. 『治乱記』の性質と記載内容

3.1 『治乱記』の記載内容

『治乱記』の客観性、信頼性の吟味はひとまず脇に置いて、素朴な立場で『治乱記』には何が書かれているか、全体としておおよそどういう構造をしているのかを先ず見ておこう。

『治乱記』は江戸時代開始の直前の時期に房総半島で記された文章である。活字本にして全体が僅か 8 ページに過ぎない短い文献である。『治乱記』では、冒頭から 7 ページ目までには、房総半島南東部、現在の千葉県いすみ市と勝浦市の領域での、天正十五年 (1587) から天正十八年 (1590) のわずか 4 年間に起きた 10 回の合戦の記事が記されている。実は房総半島を含む関東地方全域は天正十八年までは小田原を拠点とする北条氏 (これは一般に後北条とよばれる家系である) のゆるい勢力下にあったが、天正十八年七月十一日の豊臣秀吉の小田原攻略によって北条氏が壊滅すると、秀吉は直ちに関東地方の支配を徳川家康に任せた。房総地方に割拠していた各城主たちは、約 5 万の兵力で関東地方に突入してきた家康の軍勢の消息を聞くやいなや、ただちに割拠支配してきた全ての領地と城を明け渡して、家康に差し出した。

「家康はたった一日で五十の城を落す」と記されている。ちなみに『治乱記』に記された房総半島内の戦乱の一個の城の兵力は、全て数百人かそれ以下の小規模なものであった。家康軍に比べて二桁も小さな兵員数では、全

て家康に献上するしか道はなかったのである。同年八月九日までには家康が連れてきた配下に城と領分が統合分配された。この日以後は、房総半島には戦乱は無くなった。したがって、『治乱記』の戦乱の記事は、天正十八年七月十一日以後、ブツと無くなってしまふ。その後、慶長九年(『治乱記』では慶長六年となっている)の地震津波の記事が6行、および慶長十四年(1602)に岩和田(御宿町)漂着したスペイン船の記事(6行)の二話が付け加わっている。7頁目までの戦乱の記事と、慶長地震津波の記事、およびスペイン船漂着の記事は、話の筋の上では全く関連性がない。このために、天正十八年までの戦乱の記事と、最後の津波とスペイン人漂着の話は元来別個の文章ではなかったかという疑いを生ずる余地がある。この問いは『治乱記』の記載内容の信憑性に関わってくる重大な問いである。そこで『治乱記』の筆者について、節を改めて論じてみよう。

3.2 『治乱記』の写本について

『治乱記』の写本は、内閣文庫に2件納められている。このうち、最終書写が新しい方を(A)と呼び、古い方(B)と呼ぶことにしよう。

まず写本(A)から見ていこう。(A)の最終ページには5回にわたる転写の経歴が書かれている。その最初の行には「寛文八年戊申十一月朔日於江戸桜田写之」の記載があるので、この写本の原本は遅くとも寛文八年(1668)十一月までには成立していたことは確実である。この原本から5回転写されて最後に「同(寛政)八年十一月廿二日於武陽駒籠源彰信摹之」とあるので、今見ることのできる最終写本(A)は寛政八年(1796年)に江戸、駒込で源彰信によって作成されたものであることが判る。この間128年、途中4人によって書き写されてきたことが記録されている。本文を見ると、この系列の最終本(A)に至るまで、ただ一系統の写本が書き継がれたものと認められ、異本を校合した形跡は全くない。

写本(B)は、巻末に二行伝写の注記と最

終所蔵者の注記があって、次のように記されている。

寛文八年戊申十二月朔日於武州江戸桜田写之
 宝暦九己卯十二月懇松田氏之蔵。繕写于国学旁舍
 牛隠館小高尚家本

これによると、写本(B)は寛文八年(1668)十二月に江戸桜田で最初の写本が作られ、それが、宝暦九年(1759)に転写されて、今見る刊本が作られた事になる。つまり、最終写本は(B)の方が古く成立していることになる。写本(B)は2回しか転写されていないが、2回目の書写の際に、別系統の異本と校合されていて、慶長地震津波の記事と、スペイン船漂着の記事のあちこちに「イ」と記して異本の記載が注記されている。さらに、写本(B)には、写本(A)にはなかった、漢字表記された地名に対して、難読のものに「ふりがな」は付されていることである。ただし、写本の前の八割をしめる合戦の描写部分にはこのような異本の注記は1カ所も現れない。

以上の写本(A)、(B)ともに、最初の写本は同年(寛文八年、1668)の十一月と十二月と、わずか一ヶ月違いで、同じ江戸桜田で書写されていることから、この時期に書写に使用された原本は同一であったと考えられる。この原本を「親の写本」の意味をこめて写本(P)と呼ぶことにしよう。写本(P)には、写本(B)に付されていた異本注記やふりがながなかったことは明白である。さらに、(A)、(B)に共通する漢字表記のところは、写本(P)の表記そのものであると考えることができる。すなわち我々は、写本(A)と(B)を両方を見ることによって、いまは見ることのできない寛文八年(1668)以前の写本(P)の姿を復元することができるのである。写本(A)と写本(B)で用いられた漢字表記に差がある部分は、(P)→(A)、あるいは(P)→(B)のどちらかの転写中に生じたコピーミスであると判断することができる。

3.3 『治乱記』の刊本について

現在活字本,あるいは謄写版本として刊行されている『治乱記』の刊本として,次の4種類を挙げることができる。

(C) 「群書類従 合戦部 第386巻」

江戸期に塙保己一によって集大成された江戸初期以前の古記録の集大成である「群書類従」の活字本版

(D) 大正元年(1912)刊行の「房総叢書 第一巻」の『治乱記』

(E) 昭和34年(1959)刊行の「改訂房総叢書 第一輯」の『治乱記』

(F) 武者金吉編(1941)の『増訂 大日本地震史料 第一巻』の『治乱記』(M1-675)

これらの刊本の系列について述べておこう。

(C)と(D)はともに,慶長地震津波記事の地名に「異本(イ)の注記」,「ふりがな」が見られることなどから写本(B)から活字化したものと判定される。ことに,現代では地名「天面(あまづら)」と表記される地名が(B)には「尼■(面に甫)」と表記されているが,この2字目のような現在の第二水準字表まででない漢字も,(C)と(D)には活字が作られて表記されている。ただし,写本(B)に記された異本注記の全てが(C),あるいは(D)に付されている訳ではない。また,(B)では送りがなはカタカナで表記されているが,(D)ではひらがなで表記され,また仮名表記部分には濁音が付されている。もちろん(B)には濁音表記はない。これに対して(F)の謄写版本には,写本(B)に付された異本注記は全て記入されているが,読み仮名の注記は付されていない。この意味で(F)は写本(B)をかなり忠実に刊本化したものであるということが出来る。

(E)は(D)を受け継いで刊行されたものであるが,現代人に読みやすいように,漢字送りがなは現行ルールに従うように書き改められている。例えば(D)に「散々に落行ける」とあるのが(E)では「散々に落ち行きけり」と表記されている。また,慶長地震津波の記事では,「尼津」(D)が「天津」(E),

「横桶」(D)が「横渚」(E)と改変されているなど,(E)では現代の地名表記の知識にしたがって書き改められている。地名の写本上の表記を手がかりに写本作成者の置かれた立場を推定したいという意図をもつ我々には,(E)では妨げとなるよけいな改変が行われていることになろう。このために,今の研究には刊本(E)は使えない。また写本(B),および刊本(D),(F)に付されている異本の注記もまた,当初は全て無視して議論を進めたい。

3.4 『治乱記』の原初筆者と最終筆者

この『治乱記』は筆者,および成立年は不明である。しかし,「改訂房総叢書」の編集者の一人である大野(1959)の解説によると,享保十一年(1726)に成立した『関八州古戦録』より古い成立であることは,文体の古さから「一見して判る」とされている。さらに大野(1959)は最終記事である慶長十四年(1602)からあまり遠くない年代で,寛永(1624-1644)頃から遅くとも寛文頃(1661-1672)までには成立したと推定している。我々は刊本(A)と(B)の巻末の写本作成の注記から,寛文八年(1668)以後の成立ではあり得ないことをすでに知っている。

大野氏が述べている「筆者」というのは,『治乱記』を今我々が見る形に最終的に作り上げた「筆者」の意味である。この意味の筆者を我々は「最終筆者」と呼ぶことにする。この最終筆者が作成した一番最初の写本を「写本の祖先」の意味で「祖本」と呼び(S)と表記することにしよう。

『治乱記』の内容を詳細に見てみると,そこに記された一つ一つの合戦,慶長地震津波などの各項目を自分の実体験として文章化した人は,項目毎に別の筆者である可能性が高い。その事情は次節以下に詳述するとして,ひとまず個々の戦乱や地震津波を実体験して,始めてその状況を述べる文章を作成した筆者を「原初筆者」と呼ぶことにしよう。『治乱記』の場合,祖本を作成した「最終筆者」と複数の「原初筆者」とは別人であると考えられる。

この事情をより詳しく『治乱記』のなかの合戦の記事に見ておこう。

3.5 『治乱記』の合戦の記事と原初筆者

以下では、『治乱記』に記載された合戦の記事を論ずることになるが、『治乱記』の合戦の記事には、房総半島上の地名が全部で33個登場する。このうち27個は平凡社の「日本歴史地名大系 12 千葉県の地名」(1996)によって現代地図上の位置が判明した。その結果を図1に示す。「□印」で記したのは各城主の居住地である。小さな「○印」で示したのは、城以外の地名である。以上が合戦の記事に出現する地名であるが、これに加えて慶長津波の被災地として列挙された35個の地点を「●印」で示した。原初筆者(たち)も最終筆者も、居住地はこれらの地名の示す場所群の中にいと理解される。

『治乱記』には、天正15年(1587)から天正18年1月(1590)までの、わずか3年余りの短期間に房総半島東南部に起きた10回の合戦が記録されている。ここで、ある一つの合戦がA軍とB軍の間で行われたとし

よう。この合戦の原初筆者は、A軍、B軍のいずれに属していたのだろうか?それとも合戦を外から見ていた客観的観察者だったのだろうか?合戦の記事を一つ一つ読んでみると、記述の次のような特徴に注目すれば、原初執筆者の「立ち位置」が容易に判別が出来るのである。

- a. 「敵」、「味方」の語が現れている。原初筆者は「味方」と書かれた軍に属していた。
- b. 軍のリーダーの具体的な作戦行動、言動が明記されていれば、原初筆者はそちらの軍勢の中にいる。
- c. その軍の兵員数が明記してあれば、原初筆者はそちらの軍に属していた。
- d. 「襲われた」とのような受け身形の語尾が使ってあれば、原初執筆者は襲われた側の軍に属していた。
- e. 一方の軍のトップ(多くの場合城主)の名前が明記してあれば、原初筆者はそちらの軍に属する。
- f. 一方の軍をたとえば「房州勢」というような書き方をしている場合、原初筆者はそちらの軍(この場合「房州勢側」)に

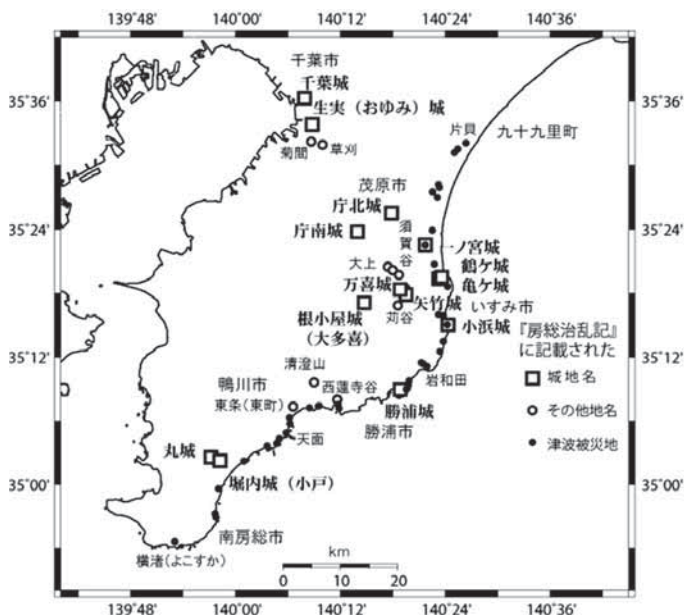


図1 『房総治乱記』に登場する地名

は属していない。

いま『治乱記』に記された 10 個の合戦を、記載順に①～合戦⑩として、分析してみよう。

- ①天正 15 年、A 軍は柗木左近大夫、B 軍は里見 (安西氏、堀内城、南房総市) の合戦。B 軍が勝利者であるが、d, e, f の 3 個の理由により、原初筆者は A 軍に属した。
- ②天正 15 年。A 軍は柗木左近大夫、B 軍は旧勝浦城主。A 軍が勝利者となり、勝浦城を奪取した。理由 e, f により原初筆者は A 軍に属した。
- ③天正 15 年、A 軍は勝浦城主となった柗木左近大夫、B 軍は房州の安西遠江守 (堀内城主、南房総市) で、B 軍は A 軍の根拠地・堀内城に夜襲して来た。A 軍は館山城を防ぎきり追い返した。理由 b, c (数十艘に乗りて上総に押し渡り) によれば原初筆者は B 軍の属したように見えるが、理由 e, f によれば A 軍に属していたことになる。判定は難しい。
- ④天正 16 年 2 月下旬。A 軍は勝浦城主柗木左近大夫、B 軍は小浜城主鐘田美濃守 (現在いすみ市大原城山)。B 軍の主力が三浦半島へ行って北条市と戦っているすきに A 軍が小浜城を奪取した。理由 b により原初筆者は A 軍に属していた。
- ⑤ A 軍は房州丸城主山川豊前守 (現在南房総市丸本郷)、B 軍は小浜城を奪取した勝浦城主柗木左近大夫。A 軍は柗木左近大夫によって奪取されたばかりの B 軍のこもる小浜城を攻めるも城が堅固の地にあり、気象条件も悪く自主的に退却した。理由 a, b, c, e, f によって、原初筆者は A 軍に属していたと推定される。ことに山川豊前守の「其上味方糧乏しくなり」の「味方」の語は決定的である。すなわち、①～④の原初筆者は⑤の原初筆者の「敵」なのである。
- ⑥天正 16 年 9 月下旬の、A 軍である根小屋 (現大多喜) 城主柗木大膳が B 軍である万城主土岐右京大夫頼春 (小田原北条氏配下) を攻めた合戦。理由 b, c, e, f により原初筆者は A 軍に属していた。

- ⑦天正 17 年 4 月、庁南 (現在長南町) 城、庁北城 (茂原市) の兼任城主・武田兵部少輔新栄 (A 軍) が、B 軍である土岐右京大夫頼春の万喜城を包囲した合戦。A 軍を「味方」と呼んでいる (理由 a)。また B 軍側は包囲されたことを「城兵夢にも是を知らず」と記している (理由 d)。原初筆者は A 軍に属していたと判定される。ただし合戦の後半は、A 軍を「敵 (B 軍) の後を襲う」、「敵は夜中に長途を経」と記しているので、後半の描写は B 軍に属する人であったと推定される。
 - ⑧天正 17 年 6 月上旬、館山城の里見左馬頭義朝が (A 軍) が、万喜城 (B 軍、土岐右京大夫頼春) に遠征したとき、B 軍が途中空穂坂で応戦した合戦。B 軍が劣勢のため退くと見せかけ丘の上に退却し、A 軍が追いつめようと丘の 8 分まで上がったとき、突然 B 軍の待ち伏せていた弓隊が弓を A 軍に射掛けはじめ、A 軍の大半が死亡した。原初筆者は巧妙な作戦を仕掛けた B 軍に属していたと判断される。
 - ⑨天正 16 年 2 月上述④の合戦で、小浜城の城主鐘田美濃守は自分の居城である小浜城を勝浦城主であった柗木左近大夫に奪われた。これを奪回するため鐘田美濃守 (A 軍) は、忍者を占領された小浜城に侵入させ、火を放はなつた。柗木左近大夫の軍勢 (B 軍) は敗走して勝浦城に逃げ戻った。この合戦の原初記録者は A 軍である。
 - ⑩天正 18 年正月 19 日、根小屋 (現大多喜) 城主・柗木大膳 (A 軍) が土岐右京大夫頼春の万喜城 (B 軍) を夜襲した合戦。常々 B 軍は A 軍内にスパイを入れ置いていたため、いち早く A 軍の夜襲を察知した B 軍は両城の中間点の刈谷で待ち伏せて、A 軍を敗走させた。この合戦では策略を用いた事情を良く知っている B 軍に原初記録者がいたと判定される。
- 以上十個の合戦事例で、①, ②, ③, ④の記事の原初筆者は勝浦城主・柗木左近大夫の配下であると考えられる。この 4 回の合戦は同一人物が原初筆者であってもおかしくはな

い。しかし、⑤の原初著者は榎木左近大夫の軍に敵対していた丸城主山川豊前守の配下のものと考え外はない。⑥の原初筆者は、根小屋(大多喜)城主・榎木大膳の配下の者である。⑦は庁南、庁北城主・武田兵部少輔新栄と、その合戦の相手であった万喜城主・土岐右京大夫頼春の両方に原初記録者がいたと推定される。⑧と⑩の原初筆者は万喜城主・土岐右京大夫頼春の配下の者と考えられる。⑨は小浜城主・鎌田美濃守の配下の者が原初筆者である。

以上のことから、①、②、③、④の合戦記事の原初筆者は榎木左近大夫の配下の者で恐らく同一人物と見られる。しかし、⑤の原初筆者はその榎木左近大夫を敵とする側の人であるから、①②③④の原初筆者と同一人物ではあり得ない。同じ理由で、⑨の原初筆者も①②③④の原初筆者と同一人物ではあり得ない。⑦は双方に原初筆者がいたと見られるがそのうち一人は⑧、⑩の原初筆者と同一人物であろう。

以上、いっけん地震津波と関係がなさそうな考察を長々と記してきた意図は他でもない。『治乱記』は、モザイクのように、複数の立場の異なる原初筆者によって記された文書記録が、最終筆者によって一個の文献に統合されて成立したものである、という事実を明らかにしたかったからである。また、①、②、③、④の原初筆者と⑤、⑨の原初筆者は敵対している。最終筆者は、このどちらにも与(くみ)していないことにも注意したい。すなわち、最終筆者はあくまで記録を客観的に重んじていて、いっさいの政治的な立場から離れた位置にいるのである。

3.6 「原初筆者の記録」とは何だろうか？

ここまで、合戦や地震津波を直接体験して、始めて文章の形で描写した人を「原初筆者」と呼んできた。ではこの「原初筆者の記録」とは何だったのだろうか？それらは恐らく、各城主の統治体制の中の書記官の公的な政務日誌であろうと推測される。文字を解することの出来る人の限られた時代であっても、房

総半島の各地に割拠した城と支配領域をもった城主の元での統治体制の中で、文字を解し書くことが出来て、統治の経過を記載する書記官に相当する人は必ず居たはずである。このような役職は祐筆(ゆうひつ)と呼ばれていたが、彼らは日常的には近隣城主や領民との契約関係などを記載し、合戦が起きたときにはその発生から終了に至る経過を書き残したはずである。その記録は日誌として発生時間の順に冊子が作られたと考えられるが。このような政務日記の冊子は、年が改まると新たに別冊子が作られるであろう。中に記載された各次項の発生の月日は項目毎に記載されても、その事項の発生年は各事項の冒頭にはいちいち記載されることはないのが普通であろう。我々が日記を書くときにも、年は冊子の冒頭に書くのであって、毎日の日付にはいちいち年からは書かない。

この冊子が散逸して紙片のみが、「最終執筆」の手元に入手され、『治乱記』のような編年体の文献書物として編集されたらどうなるであろう？この場合、原初筆者がことなる文章が混在することとなろう。また、月日は正しくても、年はしばしば誤って記されることとなろう。『治乱記』の慶長地震津波の記事が、実際は慶長九年が正しいのに慶長六年と書かれた事情も、年が記載されていない政務日誌の1～2葉だけが最終筆者の手に入ったとき、最終筆者は自身の推測によって、年を記入するであろう。このとき、しばしば錯誤が生ずるであろう。大野(1959)は「正木右近大夫の事件の年代がしばしば錯誤している」と述べているが、元は原初筆者によって書き継がれた日記体の記録が、紙片が元の冊子からはずれた後に、年が記されぬその紙片記録を材料として最終筆者が『治乱記』を編集した、と考えれば「月日は合っているのに年の記載に誤りがある」という事態が説明できるであろう。

3.7 『治乱記』の記載が天正十五年(1587)

に唐突に始まっている理由

前にも述べたように『治乱記』の合戦の記

載は天正十五年(1587)から天正十八年(1590)までのわずか3年余りの短期間にすぎない。この最終年が天正18年であるのは理解できる。豊臣秀吉が関東の覇者であった小田原の北条の勢力を滅ぼし、秀吉から新たに関東地方の支配権を受けた徳川家康の5万人もの大群が関東地方に押し寄せ、房総半島にあった48ヶ所の城主たちがたった一日で全て降参して城を明け渡し、新たに家康の配下を新城主として配置したからである。この日を境にもう房総半島では合戦は一切なくなった。

では、始まりの方がなぜ天正十五年(1587)なのであろう？なぜこの年に唐突に『治乱記』の記載が始まっているのであろう。これは、『治乱記』の冒頭の記載を読むとその理由が分かってくる。『治乱記』の前半部分、合戦④までの主人公は榎木左近大夫である。彼は一ノ宮城主と根小屋(現大多喜)城主と親戚関係にあった有力者であったが、小田原の北条氏にも安房の里見氏にも敵対し、ついに敗れて一時的に(どこかの)城を追われ、西蓮寺谷から清澄山に隠遁生活を余儀なくされた。そうして周囲の「あぶれ者」を結集して天正十五年(1587)勝浦城の攻略に成功し、城主を追い出して自分がその城主となった。『治乱記』の記述はここから始まっているのである。では、最終筆者はなぜ、これ以前のこの地方の合戦の歴史を書かなかったのであろうか？答えはずばり、それ以前の勝浦城の書記官(祐筆)が書き残したはずの政務日記が、城主・榎木左近大夫に敗戦して城を追い出されたときに全て廃棄されたためであろう。一つの勢力が城を落として前城主を追い出し、城を占領すると、もとの城主の下で書き残された記録はほとんどの場合、新占領者によって廃棄消滅させられる。このため、『治乱記』の最終筆者の手許には、勝浦城を再び奪還して以後の記録しかなかったのであろう。

江戸時代初頭にこの地方(恐らく勝浦城下)に生きた『治乱記』の最終筆者には、天正十五年以前の合戦についても口頭で伝承され、彼の頭脳中には記憶が残っていたに違いない。しかし、彼は、原初筆者が記録した政務日誌

の紙片に記された文字史料が手元に残っていない限り、記憶だけによって記述することは、あえて行わなかったのである。彼は文字史料として残っていた政務日記の断片に基づいて『治乱記』を記したのであろう。ここに『治乱記』の最終筆者の慎重さ、謙虚さを見ることが出来る。最終筆者は小説作家のような『主人公の行動を空想で任意にねつ造する』ことはしなかったのである。ここに、『治乱記』の最終筆者の客観性を重んじる姿勢が確認できる。最終筆者にこの姿勢があったため、我々は安心して、『治乱記』を本研究の基本資料とすることが出来るのである。

3.8 最終筆者はどこにいた？

天正十八年(1590)七月十一日、豊臣秀吉は関東地方全体に君臨していた小田原の北条氏を滅亡させた後、関東地方全体の統治権を徳川家康に与えた。家康は五万余の軍勢と率いて房総半島を含む関東地方に攻め入った。房総半島の48ヶ所の城の城主は1日にして家康に降伏し、全て城を明け渡した。各城の新城主としては、家康配下の武将を配置した。勝浦城主も榎木左近大夫から家康配下の植村土佐守泰忠の旗本領)に代わった。天和二年(1682)植村氏が石高を加増されて旗本から大名に昇格し、勝浦藩となった。そののち、宝暦元年(1751)藩主が大岡氏に変更となり、その3年後に大岡氏は岩槻に転封して、勝浦藩は岩槻藩(現埼玉県岩槻市)の飛び地となって明治維新(1868)を迎えた(以上、『千葉県地名』(平凡社,1996)。

それでは、『治乱記』の最終筆者はどこにいたのであろう？彼は旧勝浦城主・榎木左近大夫の祐筆の残した①②③④の4回の合戦に関する記録を入手している。また、万喜城、根古屋城(大多喜)、丸城で書かれた記録も入手している。図1を参照すると、これらの旧城の記録を最も集めやすい点は、これらの重心点に近い勝浦であると認められる。すなわち、『治乱記』の最終筆者は、天正十八年(1590)以後は植村氏を城主とする勝浦城下にいた人である可能性が高い、と判断される。

これらの旧榎木氏の政務日記などの文書は、新支配者となった植村氏、あるいは、大多喜藩主となった本多氏の許では保護されず、消滅の危機にあったのであろうが、合戦の推移を永久の保存しようという意志を持った最終筆者によって、かろうじて紙片に書かれた文章を編集して『治乱記』の形の書物としたのであろう。なお、次章で論ずるように、慶長地震津波の被害集落の記載の起点が勝浦のすぐ近くの新官(しんが、現勝浦市新官)から始まって西に進行している。このことも『治乱記』の筆者が勝浦城下の人であったことを裏付けている。

さて、慶長9年12月16日(1605年2月3日)に起きた慶長地震津波は、勝浦城主はすでに榎木氏から植村氏に交替した後の時期に当たっている。すると、慶長九年の地震津波の記録は榎木氏の祐筆ではなく、植村氏の祐筆によって記された文書のはずである。これもまた元は年毎に1冊に綴じられた政務日記から切り取られた紙片の1~2枚であったと見られる。そう考えて始めて「年だけ間違っていて、月日は正しい」という事態を説明することが出来るのである。

本章の結論として次のことが言えるであろう。

1. 合戦の記事にしろ、自然災害の記事にしろ、『治乱記』は小説のような想像の産物ではない。最終筆者が入手した各地城主の下の書記官が記した政務日記体の紙片記録を基礎とする編集物である。
2. 年代が書かれていない多くの紙片に対して、年代を敢えて記入した際、しばしば錯誤を犯している。慶長地震津波の発生年を正しく慶長九年と記さず慶長六年と記したのはその例である。

4. 『治乱記』の慶長津波記事

4.1 『房総軍記』と『治乱記』の慶長地震津波記事

『治乱記』が、史料として十分に信頼するに値する史料であると判明したので、章を改

めて、そこに書かれた慶長九年津波を記述する部分について見ていこう。実は、慶長九年津波の記事は『治乱記』だけではなく『房総軍記』にも載っている。まず『房総軍記』による慶長房総津波の記事を見ておこう。その『房総叢書 第一輯、縁起・古文書・軍記』(1912年版)による全文は次の通りである。「白子町史」(S2-82)への引用文は多少の改変を受けているのでここでは引用しない。

○激浪之事

慶長六年辛丑冬十月十六日、暴忽(ニハカ)に大地震動し、雷々として、深山万壑鳴動すること夥し、堂舎仏閣涌倒(ユリタヲ)され、盤石崩れて、海を埋立、山となり、安房上総の海斯須(シシュ)に潮三十丁干瀉して、平沙となること二日一夜、諸人驚騒て、四方瞪(ミツメ)て■(目へんに義の字、マジロ)けば、忽涌倒(ユリタヲ)され首逆(サカシマ)になり、足空になりて、さながら天地転覆すかと玄暈(メマヒ)す。是は稀代の珍事かなと、肝を冷し、魂を消して、号々然たる処に、同十七日子の刻(午前0時)方々夥しく鳴動し、其響大山の崩るよりなほ凄しく、四維上下震動す。ほどこそあれ、逆流漲溢(ミナギリアフ)れて、潮海卷(うみより)国中濊満(ヒヤウマン)して民屋を押し流し、大木を圧倒し、堤壊れ岸砕け、益溢れて森々(ヒヤウヒヤウ)満々として、天に激(ミナギ)り月出て水中にあり。山林草木海底にあるやと怪まれ、村山の七合に瑞々たり。農民は家財雑具を圧流(オシナガ)し、早く逃る者は助り、遅く逃る者は溺死となり、(以下慶長十四年九月六日の暴風と唐船の漂着記事が続く)

これに対して、『治乱記』の慶長津波の記事を次に載せておこう。

慶長六年辛丑十二月十六日、大地震山崩海埋て岳となる。此時安房上総下総海上俄に潮

引て、三十余町干潟となりて、二日一夜也。同十七日子の刻、沖の方騒く鳴て、潮大山の如くに巻上て、浪村山の七分に打かくる。早く逃る者遁れ、遅く逃げる者は死たり。

以上の2つの文を比較すると、次のような諸点が指摘できる。

- (1) 『房総軍記』の十三行にもわたる難解生硬な漢語を多数用いた文章が、『治乱記』では冗長な漢語を削って僅か三行の達意の文章に要約している。
- (2) 『房総軍記』では「安房上總」であったものが、『治乱記』では「安房上總下総」となって「下総」が付け加わっている。
- (3) 「三十余町干潟」、「村山の七合」、「早く逃げる者」、「遅く逃げる者」などの単語が共通して使われている。
- (4) 「慶長六年」の誤（正しくは慶長九年）が共通している。

以上の点から見れば、この二つの文章は、あきらかに独立したものではないことがわかる。全く独立した二名が、偶然にもこれほどの同一単語をちりばめ、同一の誤（年代）を犯した文章を作り出す、と想定するのは余りにも不自然だからである。明らかに「どちらか」が「他方」を転写したのである。その転写の方向も明らかである。転写にともなう文章の簡略化の流れからして、『房総軍記』→『治乱記』の向きに転写されていったのである。すなわち『治乱記』の筆者は、慶長津波の記事を、自分の直接体験を文章化したわけではないことが、このことから分かる。すなわち『房総軍記』そのものの文章か、それと共通する原初文献の文章を読んで、これを大幅に要約して最終的に『治乱記』の文章を作成したことが明らかなのである。

『房総軍記』は上の文章で、慶長津波記事は終わるのに対して、『治乱記』はこのあと、津波に被災した35個の集落名を列挙する文章が続く。ここで、恐らく原初筆者の紙片が別のものに替わっているものと考えられる。『房総軍記』のほうの最終筆者は、この

部分の紙片は入手できなかったのであろう。

4.2 『治乱記』に記された津波被災35ヶ村

『治乱記』記載の津波被災35ヶ村の記載は次のようである。写本(A)の用字による。数字は著者が付けた、また各地点の表記が江戸期と異なる場合には、江戸期の表記を<>内に表記した。江戸期の表記は、「太海」の一例以外は現代の表記と同一である。

先づ潮災に逢ひしは、辺原(1)<部原>、新官浜(2)、沢倉浜(3)、小湊(4)、内浦(5)、尼津(6)<天津>、浜荻(7)、前原(8)、磯村(9)、名太(なぶと、10)<浜名太、現代は太海>、尼■(■は面へんに甫、11)<天面>、大夫崎(12)、江見(13)、和田(14)、白古(15)<白子>、辺楯(へだて、16)<平館>、骨戸(17)<忽戸>、横桶(18)<横渚>、御宿(19)、岩和田(20)、岩舟(21)、矢指戸(22)、小浜(23)、渋田(24)、月無里(次節注:25)<日在、ひあり>、和泉(26)、東浪見(とらみ、27)、一宮(28)、名萩(29)<南白亀、なばき>、一松(30)、牛込(31)、反金(32)<剃金>、阿負浜(33)<粟生>、方貝(34)<片貝>、不動堂(35)、都テ四十五ヶ所なり。

ここで、文末に「全て四十五ヶ所なり」とあるが、文字としてあげられているのは10個少ない35個の集落であって、ここに10ヶ村の食い違いが生じている。

これら35ヶ村の現在地図上の所在は全て明らかになっている。そこでこれら35ヶ村を、記載順序の数字(上のカッコ内数字)を付けて表示すると図2が得られる。

図2から次のようなことが分かる。

- (1) 第1番の部原(現在は辺原)は勝浦市中心街の少し東にあるが、ここ起点として記載順序は西に進んで第18番の横渚(よこすか)という房総半島最南端の集落に至っている。
- (2) 第19番の御宿から、今度は海岸線を東

- 北にたどって、最後は九十九里浜中央部の第28番記載の一ノ宮に至っている。
- (3) 第29番南白亀(なばき)から第32番までの4点は狭い範囲に集中していて、記載の順序は、地理的順序とは一致していない。
 - (4) 第33番粟生から第35番不動堂までの3点は、これまた狭い範囲に集中していて、記載の順序は地理的順序にはなっていない。
 - (5) 第3番沢倉浜から第4番小湊まで約12kmの海岸線上には名前を挙げられている地点はない。

以上のうち、(1)と(2)以下の特徴は、各々の区間で、調査者(=原初筆者)が異なっていることが示唆される。ただし、(2)、(3)、(4)の調査は同一人物の調査であってもおかしくはない。そのうち、(1)の区間の調査者は、部原を起点にして西行しているが、このことはこの調査者の根拠地(居住地、自宅)が勝浦城下であったこと示唆している。恐らく、(1)の調査者は、勝浦城主植村土佐守泰

忠の命令を受けて公的な立場からこの調査を行ったと考えられる。(2)の調査者は、(1)の調査者とは別と考えられるが、勝浦のすぐ東の御宿を起点にして東行していることから、やはり勝浦城主の命を受けて公的な立場で東方に調査を進めたものと見られる。

図2には、被災した35ヶ所の集落の位置を示しているが、『治乱記』に表記された地名の漢字表記が、江戸期から現代のそれと一致する場合(正しい場合)には白丸で、一致しない場合には黒丸で示した。この「一致しない場合」というのは、大部分が原初筆者、すなわち被災地調査者の錯誤に由来するものであろう。つまり、ある被災地に入って、その地名を生存者に聞いて答えを耳にしたとき、正しい漢字が判らず適当にそう読める字を当てて記録に残したのであろう。例えば房総半島の先端近い平館は「へだて」と読み、慶長二年(1597)の検地帳にもこの表記がなされていて、これが正しい表記である。しかし被災地の生存者から「へだて」と耳で聞いた筆者は「辺楯」と表記した。確かに、「へ

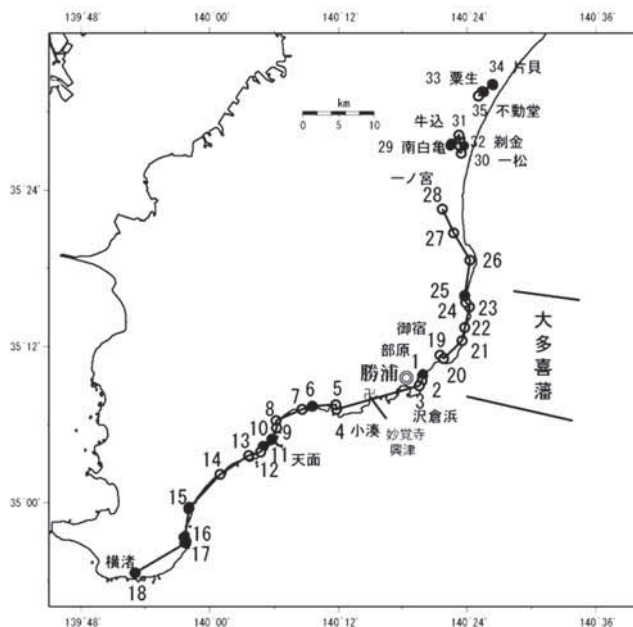


図2 『治乱記』記載の35ヶ村の記載順序(1~35) 白丸は『治乱記』の地名記載は江戸期と一致するところ、黒丸は一致しないところ

だて」と耳で聞いただけで正しく「平館」という漢字を当てるのは不可能に近い。第一番「へばら」を「辺原」と記した筆者であれば、「へ」に「辺」を当て、「へだて」をここに表記されたように「辺楯」と当てるほうがむしろ自然に感じられる。

(注記：なおここに、錯誤とは言い切れない「地元でも許容される別漢字での表記」があり得る。例えば「函館」,「隅田川」をそれぞれ「箱館」,「墨田川」と書いても江戸期の表記としては錯誤ではない。「部原」を「辺原」と記したのもこの例と考えられて、必ずしも錯誤ではない。しかし、「平館(へだて)」,「南白亀(なびき)」をそれぞれ「辺楯」,「名萩」などと書くのは明白な錯誤である)。

このような不適切な当て字による錯誤は、原初筆者(=現地調査者)が日常的に行き来する自宅に近いところでは起きにくいであろう。逆に筆者にとってなじみの薄い遠い場所では起きやすいであろう。そこで35ヶ村の位置をプロットした図2を見てみよう。白丸は正しい漢字が使われている場所で、黒丸は漢字が間違っている場所である。それでは、図2を見て原初筆者、あるいは最終筆者の自宅の所在地をおよそ推定することはできるであろうか?できる!黒い丸の多い房総半島先端部、あるいは九十九里海岸ではあり得ないであろう。白丸が多く並んだ区間の中央付近がこの筆者の自宅の所在地に違いあるまい。この図2の白丸、黒丸の分布から見て、原初筆者の自宅の所在地は勝浦城下であると考えるのが最も自然であろう。なお、この事情は、原初筆者また、『治乱記』を書き上げた最終筆者にとっても同じことだ。最終筆者の自宅から日常的に行き来している場所の漢字は誤って記するとは考えにくい。これに対して最終筆者にとってもなじみのない遠方の地名の漢字の間違いは気づきにくいであろう。それだけではなく、『治乱記』の祖本(S)をまとめ上げた最終筆者についても言えるであろう。原初筆者の記した地名の漢字表記の誤りを正さないまま祖本(S)をまとめあげた理由は、最終筆者もまた、勝浦城下に自宅

があって、遠方の地名になじみがなく、その誤りを訂正できなかったのであろう。

以上の考察によって、『治乱記』の原初筆者、最終筆者ともに、勝浦城下付近に自宅があった人である、と結論することができる。

4.3 異本の筆者は語る

『治乱記』の祖本(S)の筆者が勝浦城下の人であることを証言してくれる人が一人いる。意外なことに『治乱記』の異本の作成者である。写本(A)はただ一系統の本を伝写したもので、異本は参考とされていない。しかし、写本(B)には、「イ」という記号から始まる異本の内容が添え書きの形で書き込まれている。例えばこんな具合である。

「先潮災ニ逢シハ辺原,新宮[館イ]浜[イナシ],沢倉浜,[イ川津,勝浦],小湊,[イ浜]……」

この写本(B)の文章によると、異本の作者は津波で被災したのは辺原(部原),新宮,沢倉浜だけではなく川津と勝浦も加えるべきだ、と主張している。「川津」というのは、勝浦の東の小半島の東海岸にある小集落で、この地名を知っているのは勝浦かその周辺に住んでいる人以外、そうはいないと考えられる。つまり、この異本を作った人も勝浦城下の居住者と考えられるのである。「異本」であるから当然、その筆者は『治乱記』の祖本(S)かそれに近い写本を見ているはずである。つまり、祖本(S)は勝浦城下にあり、そこには異本の筆者も住んでいたのである。このことは、この異本の作者は、祖本(S)の作者とともに勝浦城下に住んでいたことを間接的に証言していることになるだろう。

4.4 最終筆者によって作成された祖本(S)と寛文八年(1668)桜田原本(P)の関係

『治乱記』を編纂してこの世に初めて送り返した祖本(S)の作成者(=最終筆者)の名前は知れないが、前節までの議論によって、それは恐らく勝浦城下に住んでいた人と判定

される。一方、現在我々が手にすることのできる2系統の刊本写本(A)および写本(B)は、ともに寛文八年(1668)に江戸桜田にあった原本(P)に由来する。それでは(S)そのものが(P)とイコールなのであろうか？

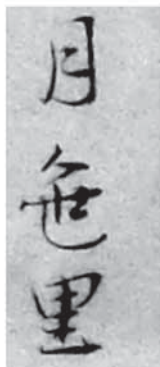
どうもそうではないらしい。そう考える根拠は、(A)、(B)とも、二番目に挙げられた被災集落名が「新宮(しんぐう)」と書かれているからである。勝浦の市街地続きの東側に「新官(しんかん、またはしんが)」という地区がある。勝浦に住んでいる人が「新官」の地名を知らないはずがないし、これを「新宮」と書き間違えることもあり得ない。当然『治乱記』の祖本(S)の筆者が勝浦城下に住んでいた人である以上、祖本(S)には「新官」と書いてあったはずである。ところが写本(A)、(B)とも「新宮」と書いてある。当然(A)、(B)の両系列の共通の原本である(P)にも「新宮」と書かれていたはずである。ということは、祖本(S)と(P)の間に少なくとも転写を行った人が、一人はいたことになる。「新官」から「新宮」への書き換えはこの転写者の手によって行われたはずである。この転写者は勝浦城下の人ではない。なぜなら、この転写者は「新官」の地名を知らない人だからである。彼は勝浦城下から遠い土地の住人に間違いあるまい。その人は「新官」は地名としておかしい。これはきっと紀伊国を初めとして比較的ありふれた

地名である「新宮」の誤りとして改悪した結果なのであろう。

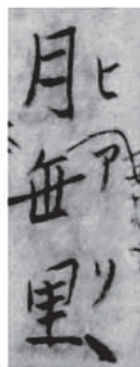
4.5 地名漢字表記の特異な場所

写本(A)と(B)とは本文の漢字表記にはほとんど差がなく、それは江戸桜田の原本(P)が、これ以後の両系統でそれぞれに忠実に伝写が行われていたことを表している。しかし、両写本をよく見ると、いくつか問題として取り上げるべき点が見つかる。このような例の一つとして、村名の「ひあり」の表記を取り上げよう。この地名は通常は「日在」と書かれる。しかし、写本(A)、(B)とも、素直に「ひあり」とは読めないのである(写真1)。写本(B)には、この三文字が素直に「ひあり」と読めないことを自覚していて、わざわざ「ヒアリ」とふりがながほどこしてある。さらに、大正元年版「房総叢書」の活字本ではこの部分を「日安里」と記している。

しかし写真1を見てみると、第1字は両写本とも明白に「日」ではなく「月」である。さらに第2字は「安」の字ではなく、「無」の字と考えられる。「房総叢書」の翻刻者も頭を悩ましたのであろうが、この3字を素直に翻刻すれば「月無里」である。ではなぜこう書いて「ひあり」と読むのであろうか？これは「判じ物」の一種で、単純に「月が無いから、日が有るのだ」と強引にこじつけているのであろう。これと類似の地名として千葉



写本(A)の「ひあり」



写本(B)の「ひあり」

写真1 写本(A)、(B)の「日在・ひあり」の表記

写本(A)の「渋田」

写本(B)の「渋田」

写真2 写本 (A), (B) の「渋田」の表記

写本(B)の「方貝(片貝)」

写本(A)の「方貝?」

写真3 写本 (A), (B) の「方貝 (片貝)」の表記

県松戸市や、静岡市清水区などに「月有里」と書いて「やまなし」と読む地名がある。「東の地平線に山が無いと、月が月の出のころから見える」というかなり強引な理屈に基づいている。

もう一つ問題とすべき地名を記しておこう。(A), (B) 両写本とも、小浜と前項で取り上げた「月無里」の間に、写真2のようにどちらも「渋田」と読める地名が載っている。しかし記載の順序からこの地名は「塩田」(旧漢字だと「鹽田」)でなくてはならない。「平凡社・千葉県地名」にも渋田という地名は無い。ここは単に祖本、あるいは(A), (B)の依拠した原本(P)の段階で誤りが生じているのであろう。

次は、九十九里町の片貝を写本(A), (B)での表記を見ておこう(写真3)。(B)では「方貝」となっているが、これは「片貝」の別字表記として理解できる。しかし、写本(A)の字は、「方日八」となっていて、これは単

純に誤写であると考えられる。と同時に(A)の伝写者は九十九里から遠い地方に住んでいた人であることがわかる。

5. 『治乱記』に記載された35ヶ村の津波被災記事を、他史料と対比する

5.1 『治乱記』の信頼性に関する前節までのまとめ

『治乱記』は軍記物であるということで、その内容記載に客観的な事実が記録されているということが、これまでしばしば疑われてきた。「被災35ヶ村の地名については、思いつきで適当に列挙されたもので、真実とは無関係であろう」、というのである(例えば、萩原, 1995)。この見解に対して、賛否いずれの結論に帰するかについては、一切の先入観を持つことを避け、我々はこの文献を正面に見据えて分析する立場を堅持してきた。その結果、(1)被害村名記載に、地理的な2系

列の一方方向配列が見られること、(2) 勝浦に近い地名ほど江戸期・現在の表記との一致が多く、遠方ほど一致が少なくなっている、という事実が見られることを指摘してきた。この(1)、(2)の特徴は、津波発生直後に、勝浦城下から、西方面と東方面にそれぞれ津波被害調査者(各1名、又は複数名)が派遣され、その第一報告に基づいて『治乱記』の被災村の記事が書かれたものと考えれば、合理的に説明しうることを論じた。しかしこれだけでは『治乱記』が客観的な事実に基づいて記された文献であると主張するには根拠として弱すぎる、と読者には感じられることであろう。

そこで今度は、『治乱記』以外の文献の房総半島での津波被災の記載が『治乱記』の村名記載と矛盾を持っていないかを分析して、引き続きこの判断の作業を進めていくことにしよう。

5.2 勝浦市興津・『妙覚寺記録』との対比から

『治乱記』記載の35ヶ村の分布図をプロットすると、勝浦市沢倉浜から鴨川市小湊までの間の約12kmの海岸線に位置する地点名が1カ所も記されていない、という著しい特徴があることに気付く(図2)。原初筆者、最終筆者とも、勝浦の人であれば、勝浦からの距離の近さから考えて、この間の被災状況が一番確信を持って把握していたはずである。しかるに、この間の村名が一つも挙げられていない、ということは「この間の海岸線上の村々では津波の被害はそれほどでもなかった」ことを意味するであろう。

この海岸線区間のほぼ中間点に興津(JR上総興津駅付近)がある。ここに、鎌倉時代の日蓮の生存時代から継続する妙覚寺がある。この寺が所蔵する『上総国興津村広栄山妙覚寺継図写』という記録に慶長九年地震津波に関する次の文が載っている(寺尾, 2005, 伊藤ら, 2007)。

慶長九甲辰十二月十六日、戌ノ時(20時)

大地震、則時ニ津波入、諸浜ノ人馬鶏狗ニ至マテ海上ニ引出ル。船魚家皆山谷へ打上ル、前代未聞故、如此為後代物語記者也、

この文によると、地震は夜20時に起き、すぐ津波が入ってきた。「諸浜で、人馬ニワトリや犬は流され、船や魚や家が山や谷に打ち上げられた」、というのであるが、この寺、すなわち妙覚寺自身の建物等については何も言及していない。ということは、妙覚寺自身は無事であったと考えられる。今回の調査で我々は妙覚寺を訪れ、その敷地の標高を測定したところ、5.1mにすぎなかった。海水はこの高さにも来ていないのである。

さらに上の文章に、寺があった興津村の津波被害も記されていない。つまり「諸浜」の中に寺のある興津村の市街地も入るのならば、興津村の家屋が流されて山谷に打ち上げられるためには、妙覚寺の境内を漂流した家が通り抜けて、その背後の山に達しなくてはならない。しかし、寺自身は何の異常もなかった、ということは、興津の市街地はほぼ無事であったことを間接的に証言していることになろう。

なお、興津の妙覚寺には、西隣の浜行川に大聖寺という末寺が存在して、妙覚寺の年代記は、この大聖寺の記録によっている(伊藤ら, 2005)。ということは、大聖寺を含む浜行川の集落も慶長津波には無事であったことを示すものであろう。

興津、および浜行川は慶長九年津波の甚大被害地ではない。この興津が『治乱記』の空白12kmの中央付近に位置する。この事実は、『治乱記』の津波被災35ヶ村の記載が正確に事実を物語っていることを示している。

5.3 鴨川市天面(あまづら)の『西徳寺御縁起』の記載

鴨川市天面は、『治乱記』には、尼■(面へんに甫)が「潮災ニ逢シ」村の一つに挙げられている。この天面には西徳寺という寺院があり、この寺の創立以来の変遷を期した『御縁起』が所蔵されている(伊藤ら, 2005)。

その中に次のような記載がある。

慶長九年甲辰歳十二月十六日丑刻、嶺鳴谿響六種振動而、洪波騰陸（世曰津波）民屋共ニ流漂シ、幸イニ免死者二三人。

文意は「慶長9年12月16日丑刻（2時）、山や谷が鳴り響き、上下左右前後の6方向に振動して、洪水のような波が陸に上がった（これを一般に津波という）。民家の家屋が流失した。（当村天面村では）幸いに死を免れた者は二、三人にとどまった」というのである。「村人は2、3人を除いて他は全員死亡した」と言っているである。津波によって、その集落の2、3人を除いて他の人は全員死亡した、という事例は、我々は、明和八重山津波（1771）、寛政島原大変（1791）、明治三陸津波（1896）の3例しか知らない。さらに、次のように記されている。

本尊御影在所処ヲ失フ。又明神ノ御洗井夜々有光。尋ト筮教本尊在彼ノ井

つまり、本堂に安置してあった本尊も津波に流失してしまった。（寺の直下にある）明神の井戸が夜ごとに光っていたが、占ったところ本尊は其の井戸の中にあった。というのである。西徳寺の島津実隆住職によると、津波でいったん流失した本尊は、津波当時も現在の本堂の中にあつたと判断されるという。今回調査で測定したところ、本堂の敷地は標高13.3mで、本尊の置かれた位置は15.4mを測定された。天面の市街地の家屋は全てこの本堂より下にあり、この時の民家は全戸流失したと判断される。天面の壊滅的な津波被災に関して『西徳寺御縁起』と『治乱記』の記載は一致している。

鴨川市天面の西徳寺の『御縁起』は、津波が発生して間もない時期に記されたものと認められる。その文面に「これを世に津波と曰ふ」の注釈がある。これまで我々は、今は世界共通語となった「津波」の語がいつから使われ始めたかという議論で、それは慶長16

年（1611）の三陸津波の直後、『当代記』などの文献に「これを世に津波と言ふ」と記されているのを初見と考えていた。ところが、西徳寺の僧はこれを遡る6年前にこの現象は津波と言われると記していることになる。実は津波の語の最初の記録者は、西徳寺の僧であった、ということになる。

5.4 『当代記』の記載

江戸時代の初頭の基本史料の一つとされる『当代記』（M1-670）は、筆者は不明ながら徳川家康政権内部、又は周辺の筆者と考えられ、近世初期の日本史の根本史料の一つと考えられている（田中ら、2000、伊藤ら、2005）。このなかに、次の記載がある。

・・・地震は所により大小あり。関東も同前。上総国小田喜領海辺取分大波来て、人馬数百人死、中にも七村は跡なしと云々

この文で注目されるのは「小田喜領海辺、・・・中にも七村は跡なし」の記載である。江戸時代以前には根古屋城があった内陸部に位置する小田喜は、本多氏が城主となった天正十八年（1590）に大多喜と改称され現在に至っている。慶長九年十二月（1605）には、すでに大多喜と改称された後であるが、なお旧名を用いている。慶長九年当時の大多喜藩五万石の藩主は本多忠勝であった。当時の大多喜藩領に属した村々の名は、地元の旧家で近年発見された『慶長五年庚子年 本多出雲守領分高附帳』によって明らかとなった。それによると、大多喜領のうち、海岸線に沿って存在した村は、

(A) 現いすみ市域の次の七村（太字は『治乱記』の35ヶ村に含まれる村）

江場土、日在、内野、中魚落郷（なかいおちごう）、岩船、岩和田、御宿および、この七村から離れた海岸線にある

(B) 現・勝浦市域の次の2村

興津、浜行川

以上合計9村である。してみると『当代記』に「小田喜領海辺、・・・中にも七村は跡な

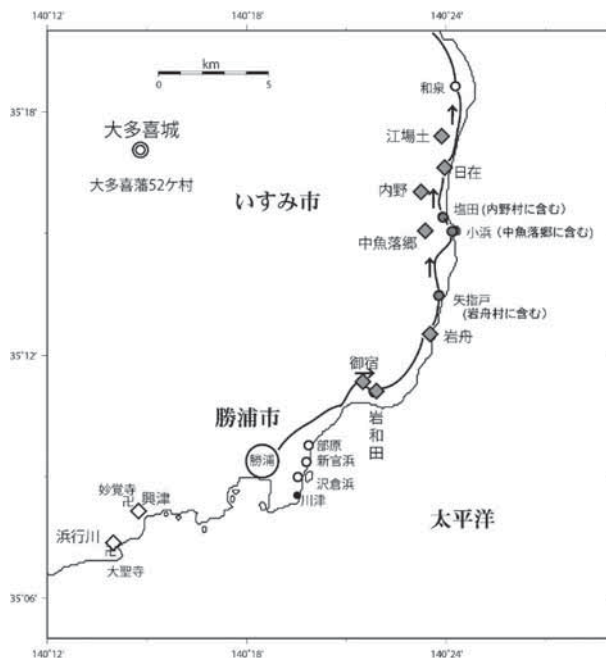


図3 大多喜藩領の海岸9ヶ村(◇) これらの村のうち「跡なし」と記された内夷隅郡七ヶ村を灰色で示した。白色の◇印は津波による大きな被害を生じなかった2村(興津と浜行川)である。小円(○)で示したのは『治乱記』に記された津波被災35ヶ村の村々。35ヶ村のうち、日在、岩舟(内野村枝村)、小浜(中魚落郷の一部)、矢指戸(岩舟の枝村)、岩舟、岩和田、御宿の七ヶ所が、「跡なし」と記された村、又は村の一部に相当する。

し」と記された「七村」というのは、(A)の七村であろう。(B)の2村は、『治乱記』に津波被災35村には含まれていない村であり、ことに興津は、妙覚寺の記録により津波被害のなかった村の一つで、「跡モナシ」の村ではあり得ないのである。いま、「跡なし」となった七村をはじめ大多喜藩領の海岸9村を地図上に図示すれば図3が得られる。

この「跡なし」と『当代記』に記された七ヶ村と、『治乱記』に津波被災35ヶ村との対応関係を述べておく。日在、岩舟、岩和田、御宿の4村は、『治乱記』の35ヶ村にこのままの名称で現れる。『治乱記』記載の35ヶ村のうち、塩田、小浜、矢指戸の3村は、『当代記』の跡なしと記された七ヶ村うち、それぞれ、内野村の一部、中魚落郷の一部、岩舟村の一部である。したがって、この3村も「跡なし」であったこととなろう。結局、『治乱記』に記された津波被災35ヶ村のうち、御宿、岩和田、岩舟、矢指戸、小浜、塩田(浪田)、

日在の7村が「跡なし」の最大級の津波被害を生じたことになる。

『当代記』に記載された「跡なし」と書かれた七ヶ村のうち、江場土、内野、中魚落郷の3村の本村(村の中心集落)は、『治乱記』の津波被災35ヶ村には挙げられていない。この理由を考えてみよう。図3の地図をよく見ると、この3村は海岸線から約1km離れた、いわば内陸に位置する村である。ところが、明治五万分の一地図、あるいは平凡社(1996)の『千葉県地名』などを調べると、『治乱記』記載の津波被災35ヶ村の村々を結んで海岸線のすぐ近くと通るルートがあったことが分かる。図3の矢印を伴った実線がそのルートである。勝浦を出発して北東方向に向かった調査者は、このルートを北上して九十九里海岸に達したものと考えられる。そうするとに必然的に報告者は、江場土村、内野村、および中魚落郷の内陸に位置する3村は通らない。だからこの3村は「跡なし」の最大級の津波

被災地となったにもかかわらず、『治乱記』の 35 ケ村には挙げられてはいないのであろう。『当代記』の記する大多喜領七ヶ村の津波による最大級の被災もまた、『治乱記』の被災村名と一致が見られる、と言えるであろう。

6. 『治乱記』記載の 35 ケ村は、各々どの程度の被害を生じたのか？

江戸時代の初頭の基本史料の一つとされる『当代記』(M1-670)は、筆者は不明ながら徳川家康政権内部、又は周辺の筆者と考えられ、近世初期の日本史の根本史料の一つと考えられている(田中ら, 2000, 伊藤ら, 2005)。このなかに、次の記載がある。

『治乱記』の原文によると、「先潮災二逢シハ」とあって、この後に 35 ケ村の村名が挙げられている。ではどの程度の被害が出たとき「潮災に逢いし村」と筆者(原初, あるいは最終筆者)は認定したのであろうか? 「村の全家屋が流失」も「潮災」だし、「家屋は無事、ただ水田の一部が浸水しただけ」も「潮災」と言っている。言葉というものの不完全さから、文章だけからこれを判断することは不可能である。

いま、前節の考察から、我々は、①天面、および②旧夷隅郡(現いすみ市、および御宿町)に属する、御宿、岩和田、岩舟、矢指戸、小浜、塩田、日在の 7 村、の合計 8 村が、全て全戸流失であったことを知っている。すなわち、35 ケ村のうち 8 ケ村、すなわち全体の 23% の村の被災程度だけは、「その 8 村では全戸流失であった」とすでに我々は知っているのである。

それでは、全家屋流失の被害が生じた村を赤玉、それより軽い被害(例えば半数流失、あるいは家屋無被害で、水田浸水に留まる、等の場合)を生じた村を白玉で表すとすると、ここに赤、白の 2 種類の玉が、合計 35 個が入った袋があって、赤玉がいくつ、白玉がいくつ入っているかは未知であるとする。この袋から任意の 8 個の玉を取り出したとき、その全

てが赤玉であったとしたら、もとの袋の中に赤玉がいくつ、白玉がいくつ入っていたと判断されるか? という確率統計論の問題を考えよう。

試しに、次の仮定 1 が正しいとしてみよう。

「元の袋には赤玉と白玉がほぼ半々の、18 個が赤玉、17 個が白玉であった」(仮定 1)と仮定する。

この袋から任意に 8 個玉を取り出して、それが全て赤玉である確率はどうなるであろうか?

この確率 P は、

$$P = \frac{18 C_8}{35 C_8} = 0.00186 = \frac{1}{537.9}$$

となって、こんな事が起きる確率は 0.186% である。つまり、約 540 回に 1 回しか起きない奇跡的なことが起きたことになる。こんな少ない確率の出来事が起きたのだと無理に考えるのは合理的ではない。確率統計学の「危険率 5% の検定法」によるならば、仮定 1 は棄却される、すなわち、もとの袋の中にはもっと多くの赤玉が入っていたと考えるべきであるという結論になる。

では、35 個の玉のうち、25 個が赤玉、10 個が白玉の場合、どうであろうか?

$$P = \frac{25 C_8}{35 C_8} = 0.04595 = \frac{1}{21.76}$$

となって、取り出した 8 個の玉が全て赤になる確率は確率 4.5% ほどで、22 回に 1 回ぐらいの割合でこのことが起きることになる。危険率 5% 水準ではこの仮定も棄却される。

では 35 個の玉のうち 26 個が赤玉、9 個が白玉の場合はどうであろうか? この場合には、

$$P = \frac{26 C_8}{35 C_8} = 0.06638 = \frac{1}{15.07}$$

となって、この場合に引き出した 8 個の玉が全て赤になる確率が初めて 5% を越える。15 回に 1 回ぐらいはこのことが起きるのである。すなわち、「赤玉が 26 個かそれ以上の場合には、5% かそれ以上の確率で、取り出

した8個の玉が全部赤玉という事が5%以上の確率で実現することになる。今、これなら起きてても奇跡とは言えないと考えることにするのである。

『治乱記』の問題に戻すと、35個の村のうち、少なくとも26ヶ村以上が全戸流失しないと、そこから任意に選んだ8ヶ所の村の全部が全戸流失になった、ということは確率的に起きない、と言うことになる。すなわち、確率的に35ヶ村のうち26ヶ村かそれ以上が完全流失であった、といえるのである。

35ヶ村の内26ヶ村ということは、35ヶ村の74.2%以上の村が全戸流失であったと推定される、ということになる。残りの9ヶ村、すなわち25.8%の村は「白玉」であるから少なくとも全戸流失ではない、と言えるだけなのであるが、この全戸流失を免れた9ヶ村が、水田浸水程度の軽い被害であった、とはとても考えられない。これらの9ヶ村も、少なくとも過半数の家屋が流失したと考えるのが自然であろう。

すなわち、『治乱記』の筆者は「潮災に逢し村」の用語を、軽度、中程度、さらに半数流失のような中途半端な津波被害には使っていない。完全流失か、ほとんど完全流失となった村にしかこの用語を使っていないのである。

35ヶ村のうち、天面、日在、塩田、小浜、矢指戸、岩舟、岩和田、御宿の8点はすでに全戸流失であったことを、我々はすでに知っている。残り27ヶ村のなかに、9ヶ村だけは「白玉」すなわち、完全流失でなくても良いのであるが、どの村がこれに該当するか？はとても合理的に推定は出来ない。そこで、この27ヶ村では70%の家屋が流失したものと見なすことにしよう。

7. 異本の注記

写本(B)には、写本(A)とほとんど同じ本文に添え書きして、「異本注記」がみられる。ここまではこのような異本注記は問題にしてこなかったが、この章ではこれについて検討しよう。単純な地名の読みと名の付記

や、地名表記の注記などはここでは論じない。房総半島南端部の安房国の辺楯(正しくは平館)、骨戸(正しくは忽戸)などの誤りに気づいていないので、異本の作者は安房国の人ではないと考えられる。地名の読み方の注釈や、用字の訂正が勝浦周辺の地名に密に行われているので、この異本の作者もまた勝浦付近の住人であることを示している。その異本の作者は、「辺原・新館・沢倉」の次に「川津、勝浦」(位置は図3参照)の2地名を付け加えている。このことは、異本の作者が地元の伝承として伝わった津波被害が、川津と勝浦でも起きていたことを知っていたことを表しているのであろう。では、異本ではなく祖本(S)の最終筆者は、川津と勝浦に津波被害が起きていたことを知らなかったのだろうか？これはあり得ない。当然、自分が住んでいた勝浦とその隣の川津に津波による多少の被害を生じたいたことは当然知っていたはずである。しかし祖本(S)の筆者は、全戸流失かそれに近い重大被害を受けた村名だけを「潮災に逢う」村として列挙したのである。川津・勝浦の被害はこの被害水準には達していなかった。だから祖本の筆者は川津・勝浦をリストに加えなかったのだ。しかし、認定の甘い異本の筆者は、中程度以下の被害の川津、勝浦もリストに加えてくれた。この「おせっかいな注釈」を加えてくれたおかげで、川津と勝浦でも多少の津波被害が出たこと、および勝浦の西に連なる、串浜、松部、鶴原、茂浦、守谷、興津、浜行川などの海岸集落には、この甘い基準の「潮災」程度の津波被害もなかったことを間接的に証言していることになろう。勝浦に住んでいた異本の作者はすぐ西の近隣のこれらの集落の事情も十二分に知っていたはずだからである。

8. 結論

『房総治乱記』の慶長九年津波の被災地として記された35ヶ村ではその大部分の場所で壊滅に近い被害を生じたことが史料的に明らかになった。また『房総治乱記』には記載

されなかったが、『当代記』には記載された、江場土、内野、中魚落郷の3村の本村（現いすみ市内）もまた「跡なし」となったことが判明した。すなわち、この合計38個の集落が、すべて壊滅的な津波被害を生じたことが史料から裏付けられた。この史料事実に基づいて、慶長九年十二月（1605）地震津波の浸水高さの現地測量調査を実施することができるであろう。

9. 謝辞

本研究を進めるに当たり、鴨川市天面の西徳寺・島津実隆住職、および南房総市和田真浦・威徳院の各位には、貴重な文献の御教示、御指導をいただきました。感謝いたします。この研究は、原子力規制庁からの委託業務「平成28年度原子力施設等防災対策等委託費（太平洋沿岸の歴史津波記録の調査）事業」（代表：東北大学 今村文彦）の成果の一部をとりまとめたものである。

参考文献

- 萩原尊礼, 1995, 慶長九年（一六〇五）十二月十六日地震について, 一東海・南海沖の津波地震か一, 上掲書, 第三節, 234-251
- 平凡社, 1996, 『日本歴史地名大系 12 千葉県地名』, pp1345.
- 石橋克彦, 原田智也, 2013, 1605（慶長九）年伊豆一小笠原海溝巨大地震と1614（慶長十九）年南海トラフ地震という作業仮説, 日本地震学会講演予稿集秋季大会, 108
- 伊藤純一・都司嘉宣・行谷佑一, 2005, 慶長九年十二月十六日（1605.2.3）の津波の房総における被害の検証, 歴史地震, 20, 133-144
- 伊藤純一, 都司嘉宣, 2007, 関東地方沿岸の「謎の津波」—慶長（1605）と延宝（1677）の房総沖津波の新史料—, 歴史地震, 22, 211
- 武者金吉, 1941, 「増訂大日本地震史料」, 文部省震災予防評議会, pp945.

- 大野太平, 1933, 『房総里見氏の研究』, 国書刊行会
- 大野太平, 1959, 「改訂 房総叢書, 第一輯, 縁起・古文書・軍記」, 改訂房総叢書刊行会, 127-128
- 田中 敏, 小山真人, 2000, 近世初期の自然災害記録媒体としての『当代記』の特性, 歴史地震, 16, 156-162
- 寺尾英智, 2005, 勝浦市妙覚寺所蔵「上總国興津村広栄山妙覚寺継図写」, 身延論叢, 1054-67
- 東京大学地震研究所, 1982, 「新収 日本地震史料 第二巻および同別巻」, pp575, および pp290.
- 宇佐美竜夫, 2003, 「最新版 日本被害地震総覧 [416]-2001」, 東京大学出版会, pp605
- 渡辺偉夫, 1985, 「日本被害津波総覧」, 東京大学出版会, pp205
- 山本武夫, 1995, 慶長九年（一六〇五）十二月十六日地震について, 一東海南海沖の地震津波か, 萩原尊礼（編）上掲書第1節, 第2節, 160-234,

参考史料

- 『房総治乱記』,
- I. 1912, 「房総叢書」, 第一輯, 縁起・古文書・軍記」, 改訂房総叢書刊行会, 高橋徹一編
- II. 1959, 「改訂房総叢書, 第一輯, 縁起・古文書・軍記」, 改訂房総叢書刊行会, 第二巻, 127-137
- 『上總国興津村広栄山妙覚寺継図写』, 千葉県勝浦市興津, 日蓮宗妙覚寺所蔵, 寺尾（2005）に慶長地震津波の紹介文あり, 伊藤ら（2007）に引用
- 『西徳寺縁起』, 鴨川市天面, 西徳寺所蔵, （上述, 伊藤ら, 2005）に印影による全文あり, 同寺の島津実隆住職提供
- 『当代記』, 1995, 「史籍雑纂」, 続群書類従刊行会, pp319